

若者・子育て世帯移住促進 中古住宅取得費補助金

中古住宅取得費の2分の1を支援

若者→上限 **30**万円

子育て世帯→上限 **50**万円

令和7年4月1日以降に売買契約を締結した方が対象です

◎伊賀市空き家バンクに
登録している物件を購入
された場合は10万円加算

主な要件

※他にも要件がありますので、
必ずホームページで詳細をご確認ください



伊賀市

- 若者または子育て世帯のいずれかに該当する方
 - ★ 若者：申請日において39歳以下である方
 - ★ 子育て世帯：申請日において中学生以下の者が属する世帯
- 令和7年4月1日以降に売買契約を締結した方
- 申請日の属する年度の4月1日から起算して過去3年以内に市外から転入した方で、転入日から起算して過去1年以内に伊賀市の住民基本台帳に登録されたことがない方
- 補助金の交付決定を受けた日から5年以上、取得した中古住宅にて継続して定住することを誓約する方
- 市町村税を滞納していないこと

・問い合わせ先・
伊賀市地域創生課
☎0595-22-9680
✉chisou@city.iga.lg.jp